

◎未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について

1 概 要

本年5月、滋賀県大津市において、集団で歩道を通行中の園児らが死傷する痛ましい交通事故が発生しました。

このような状況を踏まえ、7月2日付で県より「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」により道路管理者、警察など関係機関と連携して安全点検及び安全対策を講じるよう依頼がありました。

本市におきましても教育委員会、こども育成部、市長室、道路管理者である市土木部、県土木事務所、国道事務所と市内の3警察署が「交通安全対策協議会」を設置し、連携を図り安全点検を行います。

2 対象施設

公立幼稚園、市立特別支援学校幼稚部、保育所・地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設、児童発達支援事業所

実施対象数

幼稚園	2 施設
保育所	97 施設
認定こども園	27 施設
その他の施設	15 施設
計	141 施設

※ 上記のうち、教育委員会の対象は幼稚園 2 施設、(諏訪幼稚園、大楠幼稚園) 及びその他の施設 1 施設 (ろう学校(幼稚部)) が該当します。

3 実施内容

「未就学児が日常的（※1）に集団で移動する経路の緊急安全点検等実施要領」に基づき安全点検と対策を行う。

（1）各部局が、所管の対象施設に危険箇所の抽出を依頼する。

- ・対象施設は自主点検を行い、危険な箇所が「ある」、「なし」をそれぞれの部局に報告する。（※2）

（2）合同点検（関係機関による現地調査）が必要な箇所の抽出を行う。

- ・各部局は、危険な箇所があると報告を受けた場所について、「交通安全対策協議会合同会議」において関係機関と協議を行い合同点検の必要な箇所を抽出する。

（7月3日及び8月7日 開催済）

（危険箇所の報告0箇所のうち、点検箇所0箇所）

（3）合同点検の実施

- ・「交通安全対策協議会」による合同点検は、8月19日から9月5日にかけて点検を実施します。

※1 日常的とは週1回程度集団で移動（散歩）することです。

※2 諏訪幼稚園、大楠幼稚園、ろう学校（幼稚部）は園庭があるので日常的に集団で園外に移動することがなく、危険な箇所なしの回答を得ているため、対策の必要はありません。

4 今後の取り組みについて

今回の点検で教育委員会の対策箇所はありませんでしたが、今後危険な箇所の報告を受けた場合には「交通安全対策協議会」と協力して、実施可能な対策を検討していきます。